

# 児童生徒の教育相談の充実について(概要)

## ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～

### 平成29年1月

教育相談等に関する調査研究協力者会議

#### はじめに

○本協力者会議は、児童生徒の悩みや不安を受け止める相談体制の充実を図る観点から以下の点について検討

- ・教育相談体制の今後の方向性について
- ・スクールカウンセラー(以下「SC」という。)及びスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)の役割の明確化について
- ・教育相談体制の充実のための連携の在り方について

○本報告は、学校や教育関係者等における教育相談に関する取組の充実に資するための指針となる提言を盛り込んでおり、各教育委員会や学校等が本報告を活用し、今後の教育相談に関する取組の更なる充実が図られることを期待

#### 第1章 これまでの教育相談施策の取組

○OSC及びSSWのこれまでの事業の経緯や教育相談体制の充実のための連携の在り方について

児童生徒を取り巻く様々な諸課題に対応するためこれまで配置を進めてきたSC及びSSWについて、「チーム学校答申」では、両者を活用し、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要であり、こうした体制を実現するため、国は、両者を学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することが提言されている。加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)等において、SC及びSSWの活用の重要性や配置の拡充が求められている。こうしたことから、今後は、教育相談体制の充実のためにSC及びSSWを活用し連携することが重要である。

#### 第2章 今後の教育相談体制の在り方

##### 【総論】

○未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築

- ・不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等については、事後の個別事案への対応・支援のみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくりが重要

○学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

- ・学校内の関係者が情報を共有し、チームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的を実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要

##### 【SC及びSSWの職務内容等】

○OSC及びSSWの職務内容

(不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応)

<SC>

- ・児童生徒及び保護者からの相談対応:児童生徒との面談を行い、心の状態を把握し、支援策を立案、助言。保護者との面談を行い、児童生徒に対する理解や対応の仕方について助言
- ・学級や学校集団に対する援助:授業観察や学校行事への参加等を通じ、児童生徒間の関係、集団の状態等について情報収集・見立て(アセスメント)を行う

<SSW>

- ・地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け:不登校児童生徒数やいじめの認知件数、児童虐待の件数等から自治体の特徴、ニーズを把握し、自治体に対し助言
- ・学校アセスメントと学校への働き掛け:学校における児童生徒への支援体制の把握、校内巡回等による学校の状態やニーズを把握し、アセスメントを行い、学校へ働き掛け

(不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際)

<SC>

- ・児童生徒及び保護者への助言・援助:個別の児童生徒へのカウンセリングや、授業観察等を行い、心理的課題及び健康面の課題に関し、状況や要因を把握し、支援方法について立案

- ・教職員や組織に対するコンサルテーション:強いストレスを受けたときに起きる心や体の変化の受け止め方、ストレスチェックなどストレス対処法について教員へ助言

### <SSW>

- ・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント:児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとに、アセスメントを行い、支援計画を立案
- ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援:児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案

### ○SC及びSSWの配置形態

- ・常勤のSC・SSWを段階的に増員しつつ、最終的に、SCについては、全ての必要な学校、教育委員会及び教育支援センター、SSWについては、全ての中学校区及び教育委員会に常勤のSC・SSWを配置できることを目指すことが適切 等

### ○SC及びSSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項

- ・年度当初の全児童生徒への面談や保護者向けの講習会の開催等により、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築することが重要
- ・養護教諭、教育相談コーディネーター、SC及びSSWなどが有する児童生徒に係る情報について、学校内の会議のみならず、日頃から情報交換を行うことが必要 等

## 【学校及び教育委員会における体制の在り方】

### ○学校における教育相談体制の在り方について

#### ・校長の役割

学校のリーダーとして教職員、SC及びSSWが一体となった教育活動を行うとともに、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整等を行い、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要 等

#### ・養護教諭の役割

養護教諭は、全児童生徒を対象に、経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、様々な課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めることが重要 等

#### ・学級担任・ホームルーム担任の役割

児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるよう、学級担任及びホームルーム担任には児童生徒を観察する力が必要 等

### ○教育委員会における支援体制の在り方について

#### (都道府県教育委員会)

#### ・SC及びSSW活動指針の策定やSC及びSSWの職務の理解促進 等

域内のSC及びSSWの日常の職務遂行方法、関係機関との連携協力体制を含む活動方針の策定、SC及びSSWの理解を図り、その専門性を活かすため、校長研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活動事例、模擬ケース会議等を取り入れることが重要

#### (市町村教育委員会)

#### ・SC及びSSW活動計画の作成、実施 等

SC及びSSWの活動方針を明確にするため、都道府県教育委員会が策定する事業計画及び域内の児童生徒の状況等を踏まえ、具体的なSC及びSSWの活動計画を策定、実施することが必要

#### (学校設置者としての教育委員会)

#### ・学校との日頃からの連携や教育委員会と地域・学校ごとの教育相談に関する情報の収集 等

所管の学校が報告を行うべき事案、その報告方法等について明確にし、所管の学校に対し周知・徹底させたり、教育相談に関する各学校・地域の情報を収集し、SC及びSSWに対して提供したりすることが必要

## 第3章 活動方針等に関する指針の策定

- 各教育委員会におけるSC及びSSWの効果的な活用のための「活動方針等に関する指針」の策定状況として、未策定、または、現行の指針が効果的な活用に資するものとは言えない状況である。
- 各教育委員会においては、本協力者会議における議論を踏まえて、現在の地域、学校の実情を鑑み、最低限指針に盛り込むべき事項及び盛り込むことが望ましい事項についてまとめたSC及びSSWのガイドラインを参考とし、指針を策定することが望まれる。
- 各教育委員会で策定される指針については、指針策定後も、報告書を踏まえ策定される国の教育相談に係る施策や地域・学校の実情を踏まえつつ、改良改善されることが望まれる。